

# 日本の不当廉売関税／アンチダンピング 関税措置の現状に関する一考察

～レッサー・デューティ・ルール（LDR）の適用に向けて～

加 藤 誠

## Abstract

Japan has been a proponent of strengthening disciplines on anti-dumping (AD) measures, including the introduction of the mandatory lesser duty rule (LDR), having been the subject of a large number of them while it has invoked a small number of them. However, Japan neither has the mandatory LDR nor has applied the LDR to its AD measures. Given that the EU has implemented a certain number of AD measures with the application of the LDR, Japan may have some AD cases to which the LDR could be applied. With a view to removing the contradiction between its argument and practice, and for the sake of national interest, Japan is expected to implement the AD measures with the application of the LDR.

**Keywords:** trade remedies, anti-dumping duties, lesser duty rule  
キーワード：貿易救済，不当廉売関税，レッサー・デューティ・ルール

## はじめに

日本は、不当廉売関税／アンチダンピング関税（anti-dumping duties）措置（以下、「AD措置」）について、発動件数よりも被発動件数の方が圧倒的に多く、AD措置の濫用防止を図るための規律強化を国際場裡において主張してきている。当該主張の一つとして、レッサー・デューティ・ルール（lesser duty rule, 以下「LDR」）の義務化があるが、日本の関係法令においてLDRは義務規定となっておらず、実務においてもLDRを適用したAD措置発動事例はない。このような日本の現状は、現行のWTO協定の規定とは整合的なものであるが、対外的な主張と齟齬が生じていることは否定しえない。

また、公表されている日本のAD措置に関する調査報告書においては損害マージンが明示されておらず、日本において実際にLDR適用対象となる事案があったか否か（LDR不適用により国内産業の保護・救済が過大となっている事案があるか否か）を確認することはできない。そこで、EUにおけるAD措置発動事案におけるLDR適用状況を確認することにより、日本における潜在的なLDR適用事案の有無等を考察するうえでの示唆を得ることとしたい。

本稿では、まず1. においてAD措置を含む貿易救済（trade remedies）措置（以下、「TR措置」）について概観し、TR措置の中で最も多く利用されているのがAD措置であることを確認する。次に2. においてAD措置の状況をより詳しく見た後、3. においてAD措置の規律強化に向けた動きを紹介したうえで、規律強化策の一つであるLDRの適用状況を概観する。そして4. において義務的なLDR規定を有するEUにおけるLDR適用状況を確認し、そこから得られる日本におけるLDR適用に係る示唆を5. において結語として提示する。

## 1. TR措置について

### 1.1 TR措置とは

WTO協定上、WTO加盟国・地域は、他のWTO加盟国・地域からの輸入品に対して譲許税率を超える輸入関税を課すことを、原則として認められていない。しかしながら、特別の事情がある場合には、国内産業を保護・救済するために、貨物・供給者・供給国等を指定して、通常の間税のほかに割増関税を課すことが認められており、当該課税措置はTR措置と呼ばれている。なお、EUでは、“trade defence” という名称が使われている<sup>1</sup>。

TR措置としては、AD措置のほかに、相殺関税（countervailing duties）措置（以下、「CVD措置」）及び緊急関税／セーフガード（safeguards）措置（以下、「SG措置」）が挙げられる。これらのTR措置のWTO協定及び日本の国内法令における根拠規定は、表1のとおりである。

これらのTR措置は、いずれも、外国から輸入される貨物によって深刻な

表1 TR措置の根拠規定

	AD措置	CVD措置	SG措置
WTO協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>－GATT第6条</li> <li>－1994年のGATT第6条の実施に関する協定（AD協定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－GATT第6条</li> <li>－補助金及び相殺措置に関する協定（SCM協定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－GATT第19条</li> <li>－セーフガードに関する協定（SG協定）</li> </ul>
日本国内法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>－関税定率法第8条</li> <li>－不当廉売関税に関する政令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－関税定率法第7条</li> <li>－相殺関税に関する政令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－関税定率法第9条</li> <li>－緊急関税等に関する政令</li> </ul>

（出所）税関HP「関係法令・ガイドライン」<sup>2</sup>を基に筆者作成。

1 European Commission, “Trade defence” <[https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/trade-defence\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/trade-defence_en)>（最終閲覧日：2022年12月13日）

2 <https://www.customs.go.jp/tokusyuu/houreiguide.htm>（最終閲覧日：2022年12月13日）

損害を受けている（または損害を受けるおそれがある）輸入国内の産業の保護・救済を目的とするものであるが、AD措置は正常価格（輸出国内における販売価格等）よりも低い価格（不当廉売価格／ダンピング価格）で輸出販売された輸入貨物による損害、CVD措置は輸出国の補助金を受けた輸入貨物による損害という不公正な貿易取引に起因する損害から国内産業を保護・救済するものであるという共通性を有するのに対して、SG措置は予想されなかった事情の変化により増加した輸入貨物による損害からの国内産業の保護・救済を図るもので、貿易取引の公正性を問わないという点で性質を異にしている。また、措置発動の要件や手続について、AD措置とCVD措置には多くの共通点・類似点があるのに対して、両措置とSG措置には相違点が見られる<sup>3</sup>。このため、SG措置については他の2つの措置とは別に扱われることもあるが、これら3つの措置に関するWTOの委員会(AD委員会、SCM委員会、SG委員会)の会合は、年2回(春と秋)、同じ週に開催されている。

## 1.2 TR措置の活用状況

表2及び表3のとおり、TR措置のうち、世界的に最も活用されているのがAD措置である。WTOが設立された1995年から2021年末までの累計で、WTO加盟国・地域によるTR措置全体の新規調査開始件数は7,552件、新規発動件数は4,950件であるが、そのうちAD措置が占める割合は新規調査開始件数で86.0%、新規発動件数で88.1%となっている。

推移について見ると、AD措置が占める割合は、1995年代後半及び2000年代に比して2010年代以降は低下しているが、直近の2年間(2020年～2021年)

---

3 例えば、国内産業の損害(injury)要件について、AD措置及びCVD措置では「実質的な損害(material injury)」であるのに対して、SG措置では「重大な損害(serious injury)」となっている。また、SG措置の発動には輸出国との事前協議や補償についての協議を要するが、AD措置及びCVD措置についてはそのような協議は不要。

**表2 TR措置の推移：件数**

（上段：新規調査開始件数，下段：新規発動件数）

措置	1995- 1999	2000- 2004	2005- 2009	2010- 2014	2015- 2019	2020- 2021	1995- 2021
AD措置	1,254	1,434	1,002	1,069	1,193	541	6,493
	718	1,001	671	674	902	393	4,359
CVD措置	99	77	69	135	197	74	651
	46	63	29	62	120	65	385
SG措置	35	100	63	97	82	31	408
	14	51	34	40	45	22	206
TR措置全体	1,388	1,611	1,134	1,301	1,472	646	7,552
	778	1,115	734	776	1,067	480	4,950

（出所）WTO, “Anti-dumping Initiations by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022”, “Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022”, “Countervailing Initiations by Reporting Member 01/01/1995 - 31/12/2021”, “Countervailing Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 31/12/2021”, “Safeguard Initiations by Reporting Member, Period: 01/01/1995 to 31/12/2021” 及び “Safeguard Measures by Reporting Member, Period: 01/01/1995 to 31/12/2021” を基に著者作成。

**表3 TR措置の推移：割合**

（上段：新規調査開始件数割合（％），下段：新規発動件数割合（％））

措置	1995- 1999	2000- 2004	2005- 2009	2010- 2014	2015- 2019	2020- 2021	1995- 2021
AD措置	90.3	89.0	88.4	82.2	81.0	83.7	86.0
	92.3	89.8	91.4	86.9	84.5	81.9	88.1
CVD措置	7.1	4.8	6.1	10.4	13.4	11.5	8.6
	5.9	5.7	4.0	8.0	11.2	13.5	7.8
SG措置	2.5	6.2	5.6	7.5	5.6	4.8	5.4
	1.8	4.6	4.6	5.2	4.2	4.6	4.2
TR措置全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）WTO, “Anti-dumping Initiations by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022”, “Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022”, “Countervailing Initiations by Reporting Member 01/01/1995 - 31/12/2021”, “Countervailing Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 31/12/2021”, “Safeguard Initiations by Reporting Member, Period: 01/01/1995 to 31/12/2021” 及び “Safeguard Measures by Reporting Member, Period: 01/01/1995 to 31/12/2021” を基に著者作成。

でも新規調査開始件数及び新規発動件数のいずれについても8割以上を占めている。

## 2. AD措置の状況

### 2.1 AD措置適用国・地域の状況

同じく1995年から2021年末までの期間におけるWTO加盟国・地域によるAD措置の新規調査開始件数及び新規発動件数は、それぞれ表4及び表5のとおりである<sup>4</sup>。

当該期間中の累計で、AD措置の新規調査開始件数及び新規発動件数のいずれについても、1位がインドで、2位が米国、3位がEUとなっているが、2015年以降、インド及び米国については件数が増加傾向となっているのに対して、EUについてはそのような傾向は見られない。EUは、1990年代後半（1995年～1999年）においては、AD措置の新規調査開始件数及び新規発動件数のいずれについてもインド及び米国を上回っていたが、その後は一貫して減少傾向となっている。なお、EUによるAD措置の減少理由の一つとして、かつてAD措置の対象国となっていた東欧諸国がEUに加盟したことにより対象国とならなくなったことが挙げられるが、ポーランド、チェコ、ハンガリー等10カ国が新たに加盟してEUが15カ国体制から25カ国体制となったのは2004年であり、以後の新規加盟国はルーマニア（2007年）、ブルガリア（2007年）及びクロアチア（2013年）の3カ国だけであることに鑑みると、その他の要因の働きがあると考えられる。

日本は、新規調査開始件数、新規発動件数ともに低い水準に留まっている。

---

4 調査は通常1年程度を要するので、各期間における調査開始件数と措置発動件数との差が措置不発動件数と一致するわけではない。

表4 AD措置新規調査開始件数の推移：調査国・地域別

順位	調査国・地域	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-2014	2015-2019	2020-2021	1995-2021
1	インド	132	268	192	148	239	122	1,101
2	米国	134	222	84	87	201	113	841
3	EU	186	117	102	63	53	23	544
4	ブラジル	68	48	64	189	49	20	438
5	アルゼンチン	92	92	73	58	73	21	409
6	豪州	103	72	35	79	62	24	375
7	中国(注)	5	104	69	40	70	4	292
8	カナダ	56	77	18	45	51	30	277
9	南アフリカ	132	45	37	17	3	17	251
10	トルコ	13	76	55	36	49	12	241
30	日本	0	2	4	2	6	3	17
	全 体	1,254	1,434	1,002	1,069	1,193	541	6,493

(出所) WTO, “Anti-dumping Initiations by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022” を基に著者作成。順位は1995年から2021年までの累計数による。

(注) 中国のWTO加盟は2001年12月11日。

表5 AD措置新規発動件数の推移：発動国・地域別

順位	発動国・地域	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-2014	2015-2019	2020-2021	1995-2021
1	インド	62	238	119	115	173	61	768
2	米国	106	118	65	57	156	103	605
3	EU	107	91	69	32	33	19	351
4	アルゼンチン	66	70	41	50	40	21	288
5	ブラジル	30	34	39	94	69	6	272
6	中国(注)	5	57	68	46	56	31	263
7	トルコ	12	65	56	30	36	3	202
8	カナダ	34	46	12	27	41	25	185
9	豪州	29	39	14	40	46	8	176
10	メキシコ	41	27	14	17	38	10	147
27	日本	1	2	4	0	6	2	15
	全 体	718	1,001	671	674	902	393	4,359

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022” を基に著者作成。順位は1995年から2021年までの累計数による。

(注) 中国のWTO加盟は2001年12月11日。

## 2.2 AD措置適用対象国・地域の状況

同じくWTOが設立された1995年から2021年末までの期間における、AD措置の新規調査及び新規発動の対象となったWTO加盟国・地域の状況は、表6及び表7のとおりである。

当該期間中の累計で、AD措置の対象となっている国・地域としては、新規調査開始件数及び新規発動件数のいずれについても、1位が中国で、2位が韓国、3位が台湾となっているが、中国の件数が突出しており、新規調査開始件数、新規発動件数ともに2位韓国の3倍以上となっている。

日本も多くのAD措置の対象となっているが、件数としては新規調査開始件数及び新規発動件数のいずれについても米国やタイを下回っている。

表6 AD措置新規調査開始件数の推移：調査対象国・地域別

順位	調査対象国・地域	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-2014	2015-2019	2020-2021	1995-2021
1	中国(注1)	165	250	344	294	341	133	1,527
2	韓国	103	110	52	85	97	36	483
3	台湾(注2)	62	83	55	66	49	18	333
4	米国	78	74	52	62	32	19	317
5	インド	48	60	37	47	49	21	262
6	タイ	43	57	50	46	43	17	256
7	インドネシア	48	59	49	27	35	24	242
8	日本	61	64	28	34	43	8	238
9	ロシア(注3)	47	51	21	17	37	22	195
10	マレーシア	21	33	43	28	40	24	189
	全体	1,254	1,434	1,002	1,069	1,193	541	6,493

(出所) WTO, “Anti-dumping Initiations by Exporter 01/01/1995 - 30/06/2022” を基に著者作成。順位は1995年から2021年までの累計数による。

(注1) 中国のWTO加盟は2001年12月11日。

(注2) 台湾のWTO加盟は2002年1月1日。

(注3) ロシアのWTO加盟は2012年8月22日。



表7 AD措置新規発動件数の推移：発動対象国・地域別

順位	発動対象国・地域	1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-2014	2015-2019	2020-2021	1995-2021
1	中国(注1)	122	182	236	221	275	100	1,136
2	韓国	44	83	39	48	75	26	315
3	台湾(注2)	33	58	38	45	38	13	225
4	米国	41	43	38	40	29	8	199
5	タイ	21	42	31	34	37	10	175
6	日本	36	53	22	23	33	5	172
7	インド	26	36	27	20	36	17	162
8	インドネシア	17	39	33	25	27	17	158
9	ロシア(注3)	41	38	16	11	24	13	143
10	マレーシア	16	18	23	16	25	19	117
	全 体	718	1,001	671	674	902	393	4,359

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures by Exporter 01/01/1995 - 30/06/2022” を基に著者作成。順位は1995年から2021年までの累計数による。

(注1) 中国のWTO加盟は2001年12月11日。

(注2) 台湾のWTO加盟は2002年1月1日。

(注3) ロシアのWTO加盟は2012年8月22日。

### 2.3 日本の状況

これまで見てきたとおり、AD措置について日本は適用件数よりも被適用件数の方が極めて大きくなっている。WTOが設立された1995年から2021年末までの累計で、AD措置の新規調査開始件数については客体(調査対象国)となった件数(238件)が主体(調査国)となった件数(17件)の14倍、AD措置の新規発動件数については客体(発動対象国)となった件数(172件)が主体(発動国)となった件数(15件)の11倍超となっている。WTO設立当初の10年間(1995年から2004年)で見ると、新規調査開始件数については60倍超、新規発動件数については約30倍という著しい格差が存在していたが、2010年代の10年間(2010年から2019年)では、新規調査開始件数については約10倍、新規発動件数については約11倍となっており、その差は縮小してきている。ただし、AD措置について、日本は主として発動対象国(被発

動国)の立場にあるという状況に変わりはない。

なお、表8及び表9のとおり、日本によるAD措置の新規調査開始対象国及び新規発動対象国はほとんどが中国及び韓国となっている。これに対して、日本に対するAD措置の新規調査開始国及び新規発動国は、表10及び表11のとおり、いずれも1位が中国、2位がインド、3位が米国となっており、これら3カ国が占める割合が6割を超えている。

**表8 日本のAD措置新規調査開始件数：調査対象国・地域別**

順位	調査対象国・地域	1995-2021
1	中国	7
2	韓国	5
3	豪州	1
3	インドネシア	1
3	南アフリカ	1
3	スペイン	1
3	台湾	1
全 体		17

(出所) WTO, “Anti-dumping Initiations: Reporting Member vs Exporter 01/01/1995 - 30/06/2022” を基に著者作成。

**表9 日本のAD措置新規発動件数：発動対象国・地域別**

順位	発動対象国・地域	1995-2021
1	中国	6
2	韓国	4
3	豪州	1
3	パキスタン	1
3	南アフリカ	1
3	スペイン	1
3	台湾	1
全 体		15

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures: Reporting Member vs Exporter 01/01/1995 - 30/06/2022” を基に著者作成。

表10 日本に対するAD措置新規調査開始件数：調査国・地域別

順位	調査国・地域	1995-2021
1	中国	53
2	インド	46
3	米国	45
4	韓国	22
5	豪州	11
6	EU	10
7	マレーシア	6
8	カナダ	5
8	台湾	5
10	インドネシア	4
10	パキスタン	4
10	タイ	4
全 体		238

(出所) WTO, “Anti-dumping Initiations: Reporting Member vs Exporter 01/01/1995 - 30/06/2022” を基に著者作成。

表11 日本に対するAD措置新規発動件数：発動国・地域別

順位	発動国・地域	1995-2021
1	中国	44
2	インド	32
3	米国	30
4	韓国	18
5	豪州	8
5	EU	8
7	アルゼンチン	5
7	カナダ	5
9	メキシコ	4
10	エジプト	3
10	ベネズエラ	3
全 体		172

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures: Reporting Member vs Exporter 01/01/1995 - 30/06/2022” を基に著者作成。

### 3. AD措置の規律強化

#### 3.1 ドーハ・ラウンド交渉における交渉状況

AD措置は、外国企業の不公正な貿易取引により損害を被っている国内産業を救済するという正当な政策目的を達成するための手段であり、WTO協定上の発動要件が認められる場合に発動すること自体は何ら批判を受けるべきものではない。しかしながら、AD措置については、本来の目的を逸脱し、過度に保護主義的な運用が行われるおそれを有しており、実際にそのような運用が行われているとの批判がなされている。これまで見てきたように（表2及び表3参照）、TR措置の中でAD措置が突出して多く利用されているということも、この批判を裏付けるものとなっている。

AD措置に対する規律については、ウルグアイ・ラウンド交渉において一定の強化が図られたところではあるが、2001年11月に開始されたWTOのドーハ・ラウンド交渉においても、いわゆるルール交渉（2002年3月に第1回交渉会合開催）の中で、AD措置に対する規律強化（AD協定の改正）が議題とされているが、当該AD協定改正交渉は2011年4月に議長テキスト<sup>5</sup>が発出されて以降、会合そのものが開催されておらず<sup>6</sup>、交渉開始後20年を経過しても具体的な成果を生むに至っていない。なお、当該AD協定改正交渉の詳細な経緯は、2016年版不正貿易報告書（339-343頁）に整理されているところ、本稿では立ち入らないが、日本は2000年10月にAD規律強化を重視する「ADフレンズ<sup>7</sup>」というグループを立ち上げ、交渉開始に貢献したほか、交渉においてもADフレンズとして論点の提示や詳細な改正提案を行

---

5 Negotiating Group on Rules (2011), “Communication from the Chairman”, TN/RL/W/254, 21 April 2011.

6 経済産業省（2022）「2022年版不正貿易白書」302頁

7 日本のほか、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、香港、イスラエル、韓国、メキシコ、ノルウェー、シンガポール、スイス、台湾、タイ、トルコの計15カ国・地域

うなど、主導的な役割を果たしたとされている<sup>8</sup>。ただし、日本におけるAD措置に関する法令及び運用実務は、後記3.3のとおり、改正提案の内容と必ずしも合致していない。

### 3.2 LDRの義務規定化

AD措置に対する規律強化を目的としたAD協定の改正提案の一つとして、LDRの義務規定化がある。LDRとは、AD措置の発動要件が充足されている場合であっても、不当廉売差額／ダンピング・マージン（以下、「DM」）よりも低額のAD措置によって国内産業の損害を除去することができるのであれば、発動するAD措置はDM相当額ではなく当該低額に止めるというものである。現行のAD協定では、LDRは表12のとおり任意規定と

表12 AD協定におけるLDR規定

英 文	和 文
Article 9 Imposition and Collection of Anti-Dumping Duties	第九条 ダンピング防止税の賦課及び徴収
9.1 The decision whether or not to impose an anti-dumping duty in cases where all requirements for the imposition have been fulfilled, and the decision whether the amount of the anti-dumping duty to be imposed shall be the full margin of dumping or less, are decisions to be made by the authorities of the importing Member. <u>It is desirable that the imposition be permissive in the territory of all Members, and that the duty be less than the margin if such lesser duty would be adequate to remove the injury to the domestic industry.</u>	9.1 ダンピング防止税を課するためのすべての要件が満たされた場合にこれを課するか課さないかの決定及び課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか又は当該相当する額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局によって行われる。ダンピング防止税の賦課は、すべての加盟国の領域において裁量行為であることが望ましく、また、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、 <u>ダンピング防止税の額は、その少ない額であることが望ましい。</u>

(注) 下線は著者。和文は平成6年条約第15号及び外務省告示第749号による。

8 経済産業省（2016）「2016年版不正貿易白書」339頁

なっている。

このLDR規定に関しては、2008年3月に、日本を含む13ヵ国・地域によって義務規定化を求める共同文書<sup>9</sup>がルール交渉グループに提出されている。提案された修正テキストは表13の下線部のとおりである。

表13 AD協定におけるLDR規定改正（義務化）提案

英 文	和 文
Article 9 Imposition and Collection of Anti-Dumping Duties	第九条 ダンピング防止税の賦課及び徴収
9.1 The decision whether or not to impose an anti-dumping duty in cases where all requirements for the imposition have been fulfilled, and the decision whether the amount of the anti-dumping duty to be imposed shall be the full margin of dumping or less, are decisions to be made by the authorities of the importing Member, <u>provided that the imposition shall be permissive in the territory of all Members, and the duty shall be less than the margin if such lesser duty would be adequate to remove the injury to the domestic industry.</u>	9.1 ダンピング防止税を課するためのすべての要件が満たされた場合にこれを課するか課さないかの決定及び課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか又は当該相当する額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局によって行われるが、 <u>ダンピング防止税の賦課はすべての加盟国の領域において裁量行為とし、また、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、ダンピング防止税の額は、その少ない額とする。</u>

(注) 英文下線は原文のとおり。和文下線部は著者による仮訳。

なお、2011年4月に出された議長テキスト<sup>10</sup>では、第9.1条は現行協定の規定のままで上記の改正案は反映されておらず、ブラケットにおいて、多くの代表団が義務的なLDR規定を含めることを強く支持しているが、他の代表団は同等の信念をもって反対している旨の説明がなされている。

9 Negotiating Group on Rules (2008), “Lesser Duty Rule, Communication from Brazil; Chile; Colombia; Costa Rica; Hong Kong, China; Israel; Japan; Korea, Rep. of; Norway; Singapore; Switzerland; the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu; and Thailand, TN/RL/W/224, 12 March 2008.

10 前掲注5.

### 3.3 日本におけるLDRの適用

日本のAD措置の根拠法である関税定率法の規定は次のとおりであり、LDRの適用は任意となっている（下線は著者）。

第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

この関税定率法第8条第1項の規定は、現行のAD協定とは整合的ではあるが、WTOルール交渉における日本の立場とは合致していない。また、WTOが設立された1995年から2021年末までの期間における日本のAD措置新規発動事例は表9のとおり15件あるが、すべてDM（不当廉売差額）相当

額での課税となっており、LDRを適用してDM（不当廉売差額）相当額よりも低い額をもってAD措置を発動した例はない<sup>11</sup>。

なお、日本のAD措置に関する調査報告書（公開版）においては損害マージンが明示されていないことから、各発動事例がLDRの適用対象となるものであったか否かは不明である。また、（適用対象であった場合に）LDR不適用による過剰な保護・救済の程度を確認することもできない。

### 3.4 他国・地域におけるLDRの適用

2008年3月のLDR義務規定化を求める共同提案文書<sup>12</sup>では、既に多くのWTO加盟国・地域（A significant number of Members）がLDRを適用しているとして、アルゼンチン、豪州、ブラジル、EC、インド、NZ、トルコが例示されている。NZ以外は、いずれもAD措置を積極的に活用している国・地域である点が興味深い（表4及び表5参照。）。

次に、日本における潜在的なLDR適用対象事例の有無等を考察する一助として、これらのLDR適用国・地域のうち、日本と同水準の経済発展段階にあり、義務的なLDR規定を有しているEUについて、LDR適用状況を見ていくことにする。

---

11 柴山（2020）では、電解二酸化マンガンに対するAD措置事案（2008年発動）においてLDRが初めて適用され、それ以降、日本においてLDRの適用が常態化している旨の記述がある。これは、実際に発動されたAD措置の税率が、調査において算出されたDM率よりも低いことをもってLDRが適用されたと判断したものと解されるが、日本においてAD措置の税率がDM率よりも低くなっているのは、DM率はDM（不当廉売差額）を輸出価格で除して算出されているのに対して、税率はDM（不当廉売差額）を課税標準となる輸入価格（CIF価格）で除しているためであり、LDRの適用によるものではない。なお、EUでは、DM率も輸入価格（CIF価格）を分母として算出していることから、LDR不適用の場合にはDM率とAD措置の税率が一致する。

12 前掲注9。



## 4. EUにおけるLDRの適用

### 4.1 根拠法令

EUにおけるAD措置の現在の根拠法令は、2016年に公布・施行された基本AD規則<sup>13</sup>であり、LDRの適用については義務的な規定となっているが、LDRに関する規定は当該規則によって廃止された旧規則<sup>14</sup>（2009年に公布・施行）から基本的に変わっていない（表14参照）。

表14 EU規則におけるLDR規定の比較

旧規則（2009年）	基本AD規則（2016年）
Article 9 Termination without measures; imposition of definitive duties	Article 9 Termination without measures; imposition of definitive duties
4. (略) The amount of the anti-dumping duty shall not exceed the margin of dumping established but <u>it should be less than the margin if such lesser duty would be adequate to remove the injury to the Community industry.</u>	4. (略) The amount of the anti-dumping duty shall not exceed the margin of dumping established but <u>it should be less than the margin if such lesser duty would be adequate to remove the injury to the Union industry.</u>

(注) 下線は著者。

なお、基本AD規則は2017年<sup>15</sup>及び2018年<sup>16</sup>に改正されているが、2018年の改正ではLDRに関する第9条第4項の規定も修正され、輸出国において

13 Regulation (EU) 2016/1036 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on protection against dumped imports from countries not members of the European Union, (OJ L 176, 30.6.2016, p. 21).

14 Council Regulation (EC) No 1225/2009 of 30 November 2009 on protection against dumped imports from countries not members of the European Community (OJ L 343, 22.12.2009, p. 51).

15 Regulation (EU) 2017/2321 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2017, (OJ L 338, 19.12.2017, p. 1).

16 Regulation (EU) 2018/825 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018, (OJ L 143, 7.6.2018, p. 1).

対象貨物の製造費用の17%以上を占める原材料に関して歪み<sup>17</sup>が認められる場合には、EUの利益を考慮のうえでLDRを適用しないことができることとなっている<sup>18</sup>。

## 4.2 LDRの適用状況

2017年から2021年の5年間に於いて、EUにより新たに発動された確定的

表15 EUによるAD措置新規発動件数の推移：全体

	2017	2018	2019	2020	2021	2017-2021
確定措置発動件数	11	3	4	8	11	37
うちLDR適用件数	5	2	3	5	4*	19
LDR適用率	45.5%	66.7%	75.0%	62.5%	36.4%	51.4%

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022” 及び各確定措置発動事案に係る欧州委員会実施規則を基に著者作成。

(注) LDR適用件数には、一部の輸出者のみにLDRが適用され、他の輸出者にはLDRが適用されなかったものを含む。

\* 欧州委員会の貿易救済措置に関する第40回年次報告書（2021年版年次報告書）<sup>19</sup>では、2021年に新たに発動された確定的なAD措置は11件で、そのうちLDRの適用によってDMよりも低額の損害マージンによる課税となったものは3件（いずれも中国を輸出国としたもの）と記述されているが、その他にインドから輸出される冷延ステンレス鋼製品についても一部の輸出者に対してLDRが適用されている<sup>20</sup>ことから、ここでは4件としている。

- 
- 17 原材料に関する歪み（distortions on raw materials）としては、二重価格制度、輸出税、輸出数量制限、最低輸出価格等が挙げられている。
- 18 当該改正が施行された2018年6月以降に調査が開始された事案が対象。
- 19 European Commission (2022), “Report from the Commission to the European Parliament and the Council, 40th Annual Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the EU’s Anti-Dumping, Anti-Subsidy and Safeguard activities and the Use of Trade Defence Instruments by Third Countries targeting the EU in 2021”, COM (2022) 470 final, 19.9.2022, p. 9.
- 20 Commission Implementing Regulation (EU) 2021/2012 of 17 November 2021 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of stainless steel cold-rolled flat products originating in India and Indonesia, (OJ L 410, 18.11.2021, p. 153).

なAD措置の件数及びLDRが適用された件数は、表15のとおりである。2018年から2020年の3年間は6割を超える高い割合でLDRが適用されていたが、2021年におけるLDR適用率は4割を下回っている。それでも、2017年から2021年までの5年間の合計では、新規確定措置発動事案の5割以上でLDRが適用されている。なお、2021年においてLDRが適用されなかった7件の事案は、すべて損害マージンがDMを上回ったことによりLDRの適用条件を満たさなかったものであり、2021年におけるLDR適用率の低下は、基本AD規則におけるLDR規定の2018年改正の影響によるものとは言えない。

次に、EUによるAD措置の新規発動件数の対象国・地域別の状況は表16のとおりである。2017年から2021年までの5年間で見ると、中国に対するAD措置の新規発動件数が17件で最も多く、全体（37件）のほぼ半数を占めている。また、同期間における中国に対するLDR適用率は76.5%であり、全体（51.4%）よりも25ポイントほど高くなっている。なお、基本AD規則の2018年改正規定により、原材料に関して歪みがある場合には、EUの利益を考慮のうえでLDRを適用しないことができることとなっているが、当該改正規定が施行されてから2021年までの間、中国に対して当該改正規定によりLDRの適用が否認された例はない<sup>21</sup>。

最後に、2017年から2021年におけるEUによるAD措置の新規発動事案について、DM及び損害マージン並びにLDR適用の有無等を整理すると、（表

---

21 2020年に確定措置が発動された中国産及びインドネシア産の熱延ステンレス鋼の板及びコイルに関する事案では、原材料に関する歪みは認められたものの、DMでのAD措置発動はEU域内企業のサプライチェーンに対して不釣り合いに大きな負の影響をもたらすとみられ、EUの利益とはならないとして、LDRを適用。Commission Implementing Regulation (EU) 2020/1408 of 6 October 2020 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of certain hot rolled stainless steel sheets and coils originating in Indonesia, the People's Republic of China and Taiwan, (OJ L 325, 7.10.2020, p. 26).

表16 EUによるAD措置新規発動件数の推移：発動対象国・地域別

	2017	2018	2019	2020	2021	2017-2021
確定措置発動件数（LDR適用件数）	11(5)	3(2)	4(3)	8(5)	11(4)	37(19)
中国	4(3)	3(2)	1(1)	4(4)	5(3)	17(13)
ロシア	1(0)		1(0*)		1(0)	3(0)
米国			1(1)		1(0)	2(1)
インドネシア				1(1)	1(0)	2(1)
台湾	1(0)			1(0)		2(0)
韓国	1(0)			1(0)		2(0)
ベラルーシ	1(1)					1(1)
ブラジル	1(1)					1(1)
トリニダード・トバゴ			1(1)			1(1)
インド					1(1)	1(1)
イラン	1(0)					1(0)
ウクライナ	1(0)					1(0)
エジプト				1(0)		1(0)
トルコ					1(0)	1(0)
サウジアラビア					1(0)	1(0)

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022” 及び各確定措置発動事案に係る欧州委員会実施規則を基に著者作成。

(注) LDR適用件数には、一部の輸出者のみにLDRが適用され、他の輸出者にはLDRが適用されなかったものを含む。

\* 基本AD規則の2018年改正規定により、原材料に関する歪みを理由としてLDR不適用。

17-1) から (表17-5) のとおりである。40%を超える高いDMが認定されている輸出生産者については概ねLDRが適用されているのに対して、DMが30%未満の輸出生産者についてはほとんどがLDR不適用となっているが、DMが20%に満たない輸出生産者についてLDRが適用された事案もある。

表17-1 EUによるAD措置新規発動事案（2017年）

事案 番号	対象貨物	対象国・ 地域	DM (A)	損害マージン (B)	差分 (A-B)	LDR
AD 622	certain stainless steel tube and pipe butt-welding fittings, whether or not finished	中国	①55.3%	①112.2%	①-56.9%	①No
			②48.9%	②105.9%	②-57.0%	②No
			③30.7%	③75.7%	③-45.0%	③No
			④30.7%	④75.7%	④-45.0%	④No
			⑤41.9%	⑤93.1%	⑤-51.2%	⑤No
			⑥64.9%	⑥127.1%	⑥-62.2%	⑥No
AD 629	certain lightweight thermal paper	韓国	①10.3%	①37.0%	①-26.7%	①No
			②10.3%	②37.0%	②-26.7%	②No
			③12.1%	③110.0%	③-97.9%	③No
AD 630	certain hot-rolled flat products of iron, non-alloy or other alloy steel	中国	①97.3%	①28.1%	①69.2%	①Yes
			②95.5%	②18.1%	②77.4%	②Yes
			③106.9%	③35.9%	③71.0%	③Yes
			④100.5%	④27.3%	④73.2%	④Yes
			⑤106.9%	⑤35.9%	⑤71.0%	⑤Yes
AD 631	certain heavy plate of non-alloy or other alloy steel	中国	①120.1%	①73.1%	①47.0%	①Yes
			②126.0%	②65.1%	②60.9%	②Yes
			③127.6%	③73.7%	③53.9%	③Yes
			④125.5%	④70.6%	④54.9%	④Yes
			⑤127.6%	⑤73.7%	⑤53.9%	⑤Yes
AD 632	certain seamless pipes and tubes of iron (other than cast iron) or steel (other than stainless steel), of circular cross section, of an external diameter exceeding 406,4 mm	中国	①45.4%	①29.2%	①16.2%	①Yes
			②103.8%	②54.9%	②48.9%	②Yes
			③39.9%	③44.6%	③-4.7%	③No
			④92.9%	④48.2%	④44.7%	④Yes
			⑤52.3%	⑤41.4%	⑤10.9%	⑤Yes
			⑥73.6%	⑥45.6%	⑥28.0%	⑥Yes
			⑦103.8%	⑦54.9%	⑦48.9%	⑦Yes
AD 633	certain concrete reinforcement bars and rods	ベラルーシ	①58.4%	①10.6%	①47.8%	①Yes
			②58.4%	②10.6%	②47.8%	②Yes
AD 635	certain hot-rolled flat products of iron, non-alloy or other alloy steel	ブラジル	①16.3%	①20.2%	①-3.9%	①No
			②16.3%	②20.2%	②-3.9%	②No
			③73.0%	③15.7%	③57.3%	③Yes
			④65.9%	④17.5%	④48.4%	④Yes
		イラン	①17.9%	①34.0%	①-16.1%	①No
		ロシア	①33.0%	①44.0%	①-11.0%	①No
②5.3%	②42.4%		②-37.1%	②No		
ウクライナ	③15.0%	③26.1%	③-11.1%	③No		
	①19.4%	①35.2%	①-15.8%	①No		

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022” 及び各確定措置発動事案に係る欧州委員会実施規則を基に著者作成。

表17-2 EUによるAD措置新規発動事案（2018年）

事案番号	対象貨物	対象国・地域	DM (A)	損害マージン (B)	差分 (A-B)	LDR
AD 637	certain cast iron articles	中国	①15.5% ②31.5% ③38.1% ④21.3% ⑤25.0% ⑥25.4% ⑦38.1%	①63.5% ②52.8% ③72.8% ④70.3% ⑤66.2% ⑥64.8% ⑦72.8%	①-48.0% ②-21.3% ③-34.7% ④-49.0% ⑤-41.2% ⑥-39.4% ⑦-34.7%	①No ②No ③No ④No ⑤No ⑥No ⑦No
AD 639	certain corrosion resistant steels ('CRS')	中国	①62.9% ②46.2% ③56.4% ④58.7% ⑤62.9%	①27.8% ②17.2% ③27.9% ④26.1% ⑤27.9%	①35.1% ②29.0% ③28.5% ④32.6% ⑤35.0%	①Yes ②Yes ③Yes ④Yes ⑤Yes
AD 640	new and retreaded tyres for buses or lorries	中国	①106.7% ②56.8% ③85% ④60.1% ⑤71.5% ⑥106.7%	①55.07% ②29.56% ③37.29% ④23.41% ⑤32.39% ⑥55.07%	①51.63% ②27.24% ③47.71% ④36.69% ⑤39.11% ⑥51.63%	①Yes ②Yes ③Yes ④Yes ⑤Yes ⑥Yes

(出所) WTO, "Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022" 及び各確定措置発動事案に係る欧州委員会実施規則を基に著者作成。

表17-3 EUによるAD措置新規発動事案（2019年）

事案番号	対象貨物	対象国・地域	DM (A)	損害マージン (B)	差分 (A-B)	LDR
AD 643	electric bicycles	中国	①86.3% ②32.8% ③39.6% ④100.3% ⑤48.1% ⑥48.1% ⑦48.1% ⑧100.3% ⑨100.3%	①73.4% ②24.6% ③18.8% ④79.3% ⑤62.9% ⑥33.4% ⑦33.4% ⑧79.3% ⑨79.3%	①12.9% ②8.2% ③20.8% ④21.0% ⑤-14.8% ⑥14.7% ⑦14.7% ⑧21.0% ⑨21.0%	①Yes ②Yes ③Yes ④Yes ⑤No ⑥Yes ⑦Yes ⑧Yes ⑨Yes
AD 649	mixtures of urea and ammonium nitrate ('UAN')	ロシア	①31.9% ②20.0% ③20.0% ④31.9%	①31.9%* ②20.0%* ③20.0%* ④31.9%*	①0.0%* ②0.0%* ③0.0%* ④0.0%*	①No* ②No* ③No* ④No*
		トリニダード・トバゴ	①55.8% ②55.8%	①16.2% ②16.2%	①39.6% ②39.6%	①Yes ②Yes

		米国	①37.3%	①23.9%	①13.4%	①Yes
			②37.3%	②23.9%	②13.4%	②Yes

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022” 及び各確定措置発動事案に係る欧州委員会実施規則を基に著者作成。

\* 基本AD規則の2018年改正規定により、原材料価格に関する歪みを理由としてLDR不適用。DMが損害マージンとされているが、underselling marginは、それぞれ次のとおり：①13.7%，②16.3%，③16.3%，④16.3%<sup>22</sup>。

表17-4 EUによるAD措置新規発動事案（2020年）

事案番号	対象貨物	対象国・地域	DM (A)	損害マージン (B)	差分 (A-B)	LDR
AD 652	steel road wheels	中国	①69.4%	①50.3%	①19.1%	①Yes
			②69.4%	②50.3%	②19.1%	②Yes
			③69.4%	③50.3%	③19.1%	③Yes
			④69.4%	④50.3%	④19.1%	④Yes
			⑤80.1%	⑤66.4%	⑤13.7%	⑤Yes
AD 653	certain woven and/or stitched glass fibre fabrics (GFF)	エジプト	①20.0%	①63.9%	①-43.9%	①No
			②20.0%	②63.9%	②-43.9%	②No
		中国	①99.7%	①108.9%	①-9.2%	①No
			②64.7%	②37.6%	②27.1%	②Yes
AD 654	certain polyvinyl alcohols ('PVA')	中国	③64.7%	③37.6%	③27.1%	③Yes
			④80.4%	④57.9%	④22.5%	④Yes
			⑤193.2%	⑤72.9%	⑤120.3%	⑤Yes
			⑥17.3%	⑥57.6%	⑥40.3%	⑥No
			③193.2%	③55.7%	③137.5%	③Yes
AD 658	certain hot rolled stainless steel sheets and coils (SSHR)	インドネシア	①17.7%	①17.3%	①0.4%	①Yes
			②17.7%	②17.3%	②0.4%	②Yes
			③17.7%	③17.3%	③0.4%	③Yes
		中国	①106.5%	①19.0%	①87.5%	①Yes
			②106.5%	②19.0%	②87.5%	②Yes
			③106.5%	③19.0%	③87.5%	③Yes
			④106.5%	④19.0%	④87.5%	④Yes
			⑤57.1%	⑤14.6%	⑤42.5%	⑤Yes
			⑥71.7%	⑥9.2%	⑥62.5%	⑥Yes
			⑦87.3%	⑦17.5%	⑦69.8%	⑦Yes
⑧87.3%	⑧17.5%	⑧69.8%	⑧Yes			
⑨106.5%	⑨19.0%	⑨87.5%	⑨Yes			

<sup>22</sup> Commission Implementing Regulation (EU) 2019/1688 of 8 October 2019 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of mixtures of urea and ammonium nitrate originating in Russia, Trinidad and Tobago and the United States of America, (OJ L 258, 9.10.2019, p. 21).

		台湾	①4.1% ②4.1% ③7.5% ④7.5%	①24.2% ②24.2% ③18.4% ④24.2%	①-20.1% ②-20.1% ③-10.9% ④-16.7%	①No ②No ③No ④No
AD 659	certain heavyweight thermal paper (HWTP)	韓国	①15.8% ②15.8%	①17.6% ②17.6%	①-1.8% ②-1.8%	①No ②No

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022” 及び各確定措置発動事案に係る欧州委員会実施規則を基に著者作成。

表17-5 EUによるAD措置新規発動事案 (2021年)

事案番号	対象貨物	対象国・地域	DM (A)	損害マージン (B)	差分 (A-B)	LDR
AD 664	Aluminium extrusions	中国	①21.2% ②21.2% ③25.0% ④25.0% ⑤22.1% ⑥32.1%	①29.8% ②29.8% ③52.7% ④52.7% ⑤35.1% ⑥56.1%	①-8.6% ②-8.6% ③-27.7% ④-27.7% ⑤-13.0% ⑥-24.0%	①No ②No ③No ④No ⑤No ⑥No
AD 665	certain hot-rolled flat products of iron, non-alloy or other alloy steel	トルコ	①7.3% ②5.0% ③4.7% ④5.7% ⑤5.7% ⑥7.3%	①19.5% ②21.0% ③20.5% ④20.3% ⑤20.3% ⑥21.0%	①-12.2% ②-16.0% ③-15.8% ④-14.6% ⑤-14.6% ⑥-13.7%	①No ②No ③No ④No ⑤No ⑥No
AD 668	Aluminium flat-rolled products	中国	①72.1% ②55.5% ③23.7% ④44.5% ⑤88.0%	①14.3% ②19.1% ③21.4% ④19.0% ⑤24.6%	①57.8% ②36.4% ③2.3% ④25.5% ⑤63.4%	①Yes ②Yes ③Yes ④Yes ⑤Yes
AD 669	Optical fibre cables (OFC)	中国	①44.0% ②19.8% ③31.2% ④44.0%	①61.3% ②42.0% ③52.7% ④61.3%	①-17.3% ②-22.2% ③-21.5% ④-17.3%	①No ②No ③No ④No
AD 670	Stainless Steel Cold-Rolled products (SSCR)	インド	①13.9% ②45.1% ③45.1%	①13.9% ②35.3% ③35.3%	①0.0% ②9.8% ③9.8%	①No ②Yes ③Yes
		インドネシア	①20.2% ②10.2% ③20.2%	①33.1% ②32.4% ③33.1%	①-12.9% ②-22.2% ③-12.9%	①No ②No ③No
AD 671	Mono Ethylene Glycol (MEG)	サウジアラビア	①7.7% ②7.7% ③7.7% ④7.7% ⑤7.7% ⑥7.7% ⑦7.7%	①61.5% ②61.5% ③61.5% ④61.5% ⑤61.5% ⑥61.5% ⑦61.5%	①-53.8% ②-53.8% ③-53.8% ④-53.8% ⑤-53.8% ⑥-53.8% ⑦-53.8%	①No ②No ③No ④No ⑤No ⑥No ⑦No



		米国	①3.0% ②46.7% ③10.3% ④60.1%	①39.6% ②78.9% ③46.9% ④109.4%	①-36.6% ②-32.2% ③-36.6% ④-49.3%	①No ②No ③No ④No
AD 672	Birch Plywood	ロシア	①14.40% ②15.72% ③15.80% ④14.85% ⑤15.80%	①32.2% ②43.8% ③58.3% ④39.9% ⑤58.3%	①-17.8% ②-28.08% ③-42.5% ④-25.05% ⑤-42.5%	①No ②No ③No ④No ⑤No
AD 673	Aluminium converter foil	中国	①81.5% ②16.1% ③98.5% ④69.6% ⑤98.5%	①28.5% ②15.4% ③24.7% ④23.6% ⑤28.5%	①53.0% ②0.7% ③73.8% ④46.0% ⑤70.0%	①Yes ②Yes ③Yes ④Yes ⑤Yes
AD 674	Steel wind towers	中国	①127.8% ②49.7% ③60.7% ④83.2% ⑤144.2%	①7.5% ②7.2% ③14.4% ④11.2% ⑤19.2%	①120.3% ②42.5% ③46.3% ④72.0% ⑤125.0%	①Yes ②Yes ③Yes ④Yes ⑤Yes

(出所) WTO, “Anti-dumping Measures by Reporting Member 01/01/1995 - 30/06/2022” 及び各確定措置発動事案に係る欧州委員会実施規則を基に著者作成。

## 5. 日本への示唆～結語に代えて～

EUにおけるLDR適用状況に鑑みると、日本においてもLDR適用対象となる事案が潜在的に存在していると考えられる。表9のとおり1995年から2021年までの期間における日本のAD措置新規発動件数は15件であるが、LDR適用割合がEUと同様に5割であれば7件ないし8件、より少ない3割としても4件ないし5件のAD措置発動事例においてLDRが適用されていてもおかしくはない。

日本の場合、AD措置の適用対象国が中国と韓国にほぼ限定されているという特殊性が認められるが、EUにおいても中国がAD措置の主たる適用対象国であることに変わりはないこと、また、EUの中国に対するLDR適用割合はAD措置対象国・地域全体に対するLDR適用割合よりも高いことに鑑みると、当該特殊性は日本における潜在的なLDR適用対象事案の存在を否定するものとはならないと考えられる。

LDRは、その性質上、DMが高いほど適用されやすく、DMが低いほど不適用となりやすい。1995年から2022年における日本によるAD措置の新規発動事案の発動税率は表18のとおりであり、初期の2事案はDMが低くLDR適用対象であったとは考えづらいが、2008年発動の電解二酸化マンガン事案（中国産のもの）から2021年発動の炭酸二カリウム事案までの事案については、輸入価格（CIF価格）をベースとしたDMが30%を超えており、潜在的なLDR適用対象事案に該当するであろう。特に、DMが40%を超えているものについては、LDR適用対象となるべき事案（国内産業の保護・救済が過大となっている事案）である可能性が高いと考えられる。

表18 日本によるAD措置新規発動事案（1995年～2022年）

年	件数	対象貨物	対象国・地域	発動税率（DM） <sup>23</sup>
1995	1	二十番手等カード綿糸	パキスタン	①5.9% ②3.9% ③3.8% ④7.0% ⑤3.6% ⑥2.1% ⑦7.9% ⑧3.3% ⑨2.4% ⑩9.9%
2002	2	ポリエステル短繊維	韓国	①6.0% ②13.5%
			台湾	①10.3%
2008	4	電解二酸化マンガン	豪州	①29.3%
			スペイン	①14.0%
			中国*	①34.3%* ②46.5%*
			南アフリカ	①14.5%

23 脚注11のとおり、日本の調査報告書に記載されているDMは輸出価格を分母として算出され、発動税率は輸入価格（CIF価格）を分母として算出されているが、EUでは輸入価格（CIF価格）を分母としてDMを算出している。

2015	1	トルエンジイソシアナート	中国	①69.4%
2016	2	水酸化カリウム	韓国*	①49.5%*
			中国*	①73.7%*
2017	1	高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国*	①39.8%* ②39.8%* ③39.8%* ④39.8%* ⑤51.0%* ⑥51.4%* ⑦39.8%* ⑧53.0%*
2018	2	炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国*	①41.8%* ②69.2%*
			中国*	①57.3%*
2020	1	トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国*	①37.2%*
2021	1	炭酸二カリウム	韓国*	①30.8%*
2022	2	溶融亜鉛めっき鉄線	韓国*	①9.8%* ②24.5%*
			中国*	①26.5%* ②41.7%*

（出所）各発動政令を基に著者作成。\*印は2022年12月現在、発動継続中のもの。

WTOにおけるAD協定の改正に向けた議論は再開の見通しが立っていないが、日本はAD措置の被発動件数が発動件数を大きく上回っている状況であることに変化はないところ、今後も引き続きADフレンズの主要メンバーとして、LDR適用の義務化を含むAD措置に対する規律強化に資する主張・提案を行っていくことが国益に適うと考えられる。

しかしながら、日本の現行国内法令においてLDRの適用は任意となっており、運用実務においてLDRが適用された事例は存在しない。そもそもLDRの適用対象となる事案がなかったのであれば、国際場裡における主張と国内実務との間に齟齬があるとは必ずしも言えないが、EUにおけるLDRの適用実績を鑑みると、日本においてもLDRの適用対象となりうる事案は存在

していたと考えられる。

AD措置は、損害を受けている国内産業を保護・救済するための正当な政策手段ではあるが、国内産業の保護・救済に必要な水準を超えた発動は、対象貨物の産業上の使用者及び最終消費者に過度な負担を強いることによって国内産業に過大な保護・救済を与えることになり、正当なものとは言えず、国益にも合致しないであろう。

国際場裡における主張と国内実務との間の整合性を確保するとともに、国としての総合的な利益を実現するために、日本は、調査結果報告書においてDMだけでなく損害マージンも明記し、LDRの適用対象となる事案であるか否かを明らかにしたうえで、LDR適用対象事案についてはLDRを適用してAD措置を発動していくことが望まれる。

#### 参考文献

- 経済産業省（2016）「2016年版不公正貿易白書」
- 経済産業省（2022）「2022年版不公正貿易白書」
- 柴山（2020）「日本のアンチダンピングの100年」小樽商科大学グローバル戦略センターディスカッションペーパーシリーズ（193）1-30頁，2020年12月
- 税関HP「関係法令・ガイドライン」<<https://www.customs.go.jp/tokusyu/houreiguide.html>>（最終閲覧日：2022年12月13日）
- European Commission, “Trade defence” <[https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/trade-defence\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/trade-defence_en)>（最終閲覧日：2022年12月13日）
- European Commission（2022）, “Report from the Commission to the European Parliament and the Council, 40th Annual Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the EU’s Anti-Dumping, Anti-Subsidy and Safeguard activities and the Use of Trade Defence Instruments by Third Countries targeting the EU in 2021”, COM（2022）470 final, 19.9.2022.
- Negotiating Group on Rules（2008）, “Lesser Duty Rule, Communication from Brazil; Chile; Colombia; Costa Rica; Hong Kong, China; Israel; Japan; Korea, Rep. of; Norway; Singapore; Switzerland; the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu; and Thailand”, TN/RL/W/224, 12 March 2008.
- Negotiating Group on Rules（2011）, “Communication from the Chairman”, TN/RL/W/254, 21 April 2011.

## 出所資料

日本のAD措置発動政令

平成7年政令第308号「二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する政令」

平成14年政令第262号「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令」

平成20年政令第196号「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」

平成20年政令第267号「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」

平成26年政令第415号「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」

平成27年政令第215号「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」

平成28年政令第196号「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」

平成28年政令第278号「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」

平成29年政令第234号「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」

平成29年政令第323号「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」

平成29年政令第324号「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」

平成30年政令第121号「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」

令和2年政令第208号「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」

令和2年政令第279号「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」

令和3年政令第65号「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」

令和3年政令第177号「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」

令和4年政令第372号「熔融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令」

EUのAD措置実施規則

Commission Implementing Regulation (EU) 2017/141 of 26 January 2017 imposing de-

definitive anti-dumping duties on imports of certain stainless steel tube and pipe butt-welding fittings, whether or not finished, originating in the People's Republic of China and Taiwan, (OJ L 22, 27.1.2017, p. 14).

Commission Implementing Regulation (EU) 2017/336 of 27 February 2017 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain heavy plate of non-alloy or other alloy steel originating in the People's Republic of China, (OJ L 50, 28.2.2017, p. 18).

Commission Implementing Regulation (EU) 2017/649 of 5 April 2017 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of certain hot-rolled flat products of iron, non-alloy or other alloy steel originating in the People's Republic of China, (OJ L 92, 6.4.2017, p. 68).

Commission Implementing Regulation (EU) 2017/763 of 2 May 2017 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain lightweight thermal paper originating in the Republic of Korea, (OJ L 114, 3.5.2017, p. 3).

Commission Implementing Regulation (EU) 2017/804 of 11 May 2017 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of certain seamless pipes and tubes of iron (other than cast iron) or steel (other than stainless steel), of circular cross-section, of an external diameter exceeding 406,4 mm, originating in the People's Republic of China, (OJ L 121, 12.5.2017, p. 3).

Commission Implementing Regulation (EU) 2017/1019 of 16 June 2017 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain concrete reinforcement bars and rods originating in the Republic of Belarus, (OJ L 155, 17.6.2017, p. 6).

Commission Implementing Regulation (EU) 2017/1795 of 5 October 2017 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of certain hot-rolled flat products of iron, non-alloy or other alloy steel originating in Brazil, Iran, Russia and Ukraine and terminating the investigation on imports of certain hot-rolled flat products of iron, non-alloy or other alloy steel originating in Serbia, (OJ L 258, 6.10.2017, p. 24.)

Commission Implementing Regulation (EU) 2018/140 of 29 January 2018 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain cast iron articles originating in the People's Republic of China and terminating the investigation on imports of certain cast iron articles originating in India, (OJ L 25, 30.1.2018, p. 6.)

Commission Implementing Regulation (EU) 2018/186 of 7 February 2018 imposing a de-

- definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain corrosion resistant steels originating in the People's Republic of China, (OJ L 34, 8.2.2018, p. 16.)
- Commission Implementing Regulation (EU) 2018/1579 of 18 October 2018 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain pneumatic tyres, new or retreaded, of rubber, of a kind used for buses or lorries, with a load index exceeding 121 originating in the People's Republic of China and repealing Implementing Regulation (EU) 2018/163, (OJ L 263, 22.10.2018, p. 3.)
- Commission Implementing Regulation (EU) 2019/73 of 17 January 2019 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of electric bicycles originating in the People's Republic of China, (OJ L 16, 18.1.2019, p. 108).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2019/1688 of 8 October 2019 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of mixtures of urea and ammonium nitrate originating in Russia, Trinidad and Tobago and the United States of America, (OJ L 258, 9.10.2019, p. 21).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2020/353 of 3 March 2020 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of steel road wheels originating in the People's Republic of China, (OJ L 65, 4.3.2020, p. 9).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2020/492 of 1 April 2020 imposing definitive anti-dumping duties on imports of certain woven and/or stitched glass fibre fabrics originating in the People's Republic of China and Egypt, (OJ L 108, 6.4.2020, p. 1).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2020/1336 of 25 September 2020 imposing definitive anti-dumping duties on imports of certain polyvinyl alcohols originating in the People's Republic of China, (OJ L 315, 29.9.2020, p. 1).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2020/1408 of 6 October 2020 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of certain hot rolled stainless steel sheets and coils originating in Indonesia, the People's Republic of China and Taiwan, (OJ L 325, 7.10.2020, p. 26).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2020/1524 of 19 October 2020 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of certain heavyweight thermal paper originating in the Republic of Korea, (OJ L 346, 20.10.2020, p. 19).

- Commission Implementing Regulation (EU) 2021/546 of 29 March 2021 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of aluminium extrusions originating in the People's Republic of China, (OJ L 109, 30.3.2021, p. 1).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2021/1100 of 5 July 2021 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of certain hot-rolled flat products of iron, non-alloy or other alloy steel originating in Turkey, (OJ L 238, 6.7.2021, p. 32).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2021/1784 of 8 October 2021 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of aluminium flat-rolled products originating in the People's Republic of China, (OJ L 359, 11.10.2021, p. 6).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2021/1930 of 8 November 2021 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of birch plywood originating in Russia, (OJ L 394, 9.11.2021, p. 7).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2021/1976 of 12 November 2021 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of mono ethylene glycol originating in the United States of America and the Kingdom of Saudi Arabia, (OJ L 402, 15.11.2021, p. 17).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2021/2011 of 17 November 2021 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of optical fibre cables originating in the People's Republic of China, (OJ L 410, 18.11.2021, p. 51).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2021/2012 of 17 November 2021 imposing a definitive anti-dumping duty and definitively collecting the provisional duty imposed on imports of stainless steel cold-rolled flat products originating in India and Indonesia, (OJ L 410, 18.11.2021, p. 153).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2021/2170 of 7 December 2021 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of aluminium converter foil originating in the People's Republic of China, (OJ L 438, 8.12.2021, p. 46).
- Commission Implementing Regulation (EU) 2021/2239 of 15 December 2021 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of certain utility scale steel wind towers originating in the People's Republic of China, (OJ L 450, 16.12.2021, p. 59).